

平成 26 年 3 月

帯 広 信 用 金 庫

消費税率変更にもなう手数料改定のお知らせ

謹啓 平素より格別のお引立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、当金庫の「でんさいサービス」をご利用いただき御礼を申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日からの、消費税率変更にもない、「でんさいサービス」に係る手数料を別紙のとおり改定させていただきますのでお知らせいたします。

税抜きの手数料には変更はなく、本年 4 月以降、新税率(8%)による手数料とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

でんさいサービスに関する手数料

平成26年4月1日現在

●No.1.基本手数料・決済(入金)手数料

| 手数料名称 | 手数料 | | キャンペーン 対 象 |
|----------------|---------|------------|---------------|
| | | | |
| 基本手数料 | (債務者利用) | 月額 1,080 円 | ◎ |
| | (債権者利用) | 月額 無 料 | — |
| 決済(入金)手数料(※注1) | — | 216 円 | ◎ |

※注1) 支払期日に受取人(債権者)口座に自動入金される際に発生する手数料で、受取人(債権者)の方にご負担いただく手数料です。

◎基本手数料(債務者利用)および決済(入金)手数料は、平成26年12月31日までキャンペーンとして手数料はかかりません。

●No.2.記録請求手数料

| 手数料名称 | 手数料(※注2) | | |
|------------------|----------|----------------|---------|
| | | インターネット 利 用 | 書面受付 |
| 発生記録手数料(債務者請求方式) | 当金庫あて | 216 円 | 1,296 円 |
| | 他金融機関あて | 648 円 | |
| 発生記録手数料(債権者請求方式) | 当金庫あて | 216 円 | 1,296 円 |
| | 他金融機関あて | 648 円 | |
| 譲渡記録手数料(※注3) | 当金庫あて | 108 円 | 1,296 円 |
| | 他金融機関あて | 324 円 | |
| 分割譲渡記録手数料(※注3) | 当金庫あて | 216 円 | 1,296 円 |
| | 他金融機関あて | 648 円 | |
| 変更記録手数料(※注4) | — | 216 円 | 1,296 円 |
| 保証記録手数料 | — | 216 円 | 1,296 円 |
| 支払等記録手数料(※注5) | — | 216 円 | 1,296 円 |

●No.3.開示請求・照会等手数料

| 手数料名称 | 手数料 | |
|--------------|----------------|---------|
| | インターネット 利 用 | 書面受付 |
| 通常開示手数料 | 無 料 | 1,296 円 |
| 特例開示手数料 | — | 3,240 円 |
| 支払不能情報照会手数料 | — | 3,240 円 |
| 口座間送金決済中止手数料 | — | 648 円 |

●No.4.証明書発行手数料

| 手数料名称 | 手数料 | |
|----------------------|--------|---------|
| | | |
| 残高証明書発行手数料(※注6) | 都度発行方式 | 4,320 円 |
| | 定例発行方式 | 2,160 円 |
| 貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料 | — | 1,620 円 |

※注2) 「当金庫あて」「他金融機関あて」は、でんさいを受取る債権者の口座が「当金庫」か「他金融機関」により手数料を適用します。

※注3) 「でんさい割引」に係る「譲渡記録請求」および「分割譲渡記録請求」は、書面請求であってもインターネット利用時の手数料を適用します。

※注4) 社名、代表者、住所変更等の利用者属性情報に係る変更記録請求は、手数料はかかりません。

※注5) 「でんさい」の支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。支払期日に口座間送金決済で決済された場合は手数料はかかりません。

※注6) 個別の「でんさい」の情報については、インターネットによる「開示請求」(通常開示)でも確認することができます。
※通常開示は、決済口座単位で支払期日や立場(債権者・債務者等)等を指定し、該当する「でんさい」の情報を一括して取得することができます。

十勝のコミュニティバンク

